

Title	医学の歴史的犯罪：戦争における医学の動員
Sub Title	The historic crime of medical science : the mobilization of medical science in war
Author	山口, 研一郎(Yamaguchi, Kenichiro)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2002
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.94, No.4 (2002. 1) ,p.703(139)- 714(150)
JaLC DOI	10.14991/001.20020101-0139
Abstract	
Notes	小特集：マス・キリングの社会史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20020101-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

医学の歴史的犯罪

——戦争における医学の動員——

山 口 研一郎

はじめに

「Mass Killing ——大量虐殺の歴史と現在」と題するコンファレンスにおいて、私は医学（療）の観点よりみた Mass Killing に焦点をあてた。医学と虐殺とは一見矛盾する対比であるが、歴史的にみて、医学が Mass Killing に加担した事実は数多く存在する。現代医療のあるべき姿を求め1992年以来10年間研究活動を行ってきた私たちにとっては、医学が戦時中に果たした役割（犯罪行為）について無関心ではいられない。何故なら、もしその事実が医学の本質に触れるものであるとすれば、「平和時」における医学もまた犯罪を犯しかねないと考えるからである。

本稿においては、医学の本質について3つの側面にふれ、それぞれの側面において戦時中いかに利用されていったのかを解説し、犯罪を克服する道は何なのかを模索していきたい。

A. 戦争に動員され易い医学の本質

医学が戦争に動員された歴史を検証する前提として、そもそも医学の中に戦争に利用され易い本質が存在しているのかを検討することが必要であろう。何故なら、一般に医学は、「人命救助」「健康増進」「快適な生活」といった明るいイメージで語られることが多く、「戦争」の持つ響きとは対極にあると考えられているからである。

1993年7月より東京新宿を皮切りに全国で開催された“七三一部隊展”の広報誌『月刊731展』に、私は「予約された死——戦後の脳外科治療の実験台となった『マルタ』たち」と題する一文を寄せた。その論文を次のような文章で始めた。

「人間の生と死の狭間に最も近い現場は医療界と戦場であろう。いずれも人を対象とするが、そこでの職業的専門家による生と死の判断が、時として人に恩恵もしくは被害を与えることになるのである」。

戦争に勝利するためには、味方が敵に対し、人的にも物的にも勝っていることが必要である。そのために、医学の科学的側面が動員される。

次に、近代戦争においては国民の総動員体制が必要となる。そのために、教育や宗教に負うところが大きであるが、医学の社会的側面も大きく貢献する。

さらに、戦争政策への国民の自発的な参加を促すためには、思想的に影響を与えることが不可欠である。そのために、医学の思想的側面が利用されることになる。

本論文では、日本における戦争、特に中国に対する侵略戦争——十五年戦争を通して、以上の3つの側面に関する具体的事実を検証していこう。

B. 戦争に動員された医学

1. 科学的側面

(1) 戦場での必要性

①外科的処置——開頭・銃創

1989年7月、新宿区戸山の陸軍軍医学校跡地より、100体ほどの人骨が発見された。⁽¹⁾ 鑑定の結果、中国人やモンゴル人のものということが判明し、七三一部隊において人体実験を受けた後殺され、軍医学校へ講義用に搬送されたものと考えられた。その中には、開頭術の跡や銃創の跡がある頭蓋骨が数体含まれていた。

また、戦時に出された幾多の医学論文の中には以下のような記述もみられる。⁽²⁾

「余は極めて新鮮にして且健康……北支那人大脳を、しばしば採取する機会を得、その大脳皮質特に側頭葉に就いて……北支那人大脳の総合的研究に資せんとするものである」(竹中義一「北支那人大脳皮質、特に側頭葉の細胞構成学的研究」日本解剖学会発行『解剖学雑誌』第21巻第11号、1943年)。

一方、1940年8月に発行された『陸軍軍陣医薬学研究会誌—戦傷の部』第327号(陸軍軍医団)には、「今次支那事変に於ける頭部戦傷後遺症の治療に就いて」という論文もみられる。⁽³⁾

これらを総合的にみると、戦場においては開頭手術や銃創の治療が必要であり、そのための訓練や実験的試みとして、中国民衆がその対象にされたことがうかがわれる。

(1) 新宿区より鑑定の委託を受けた佐倉 朔^{はじめ} 札幌学院大学教授は、1992年3月「戸山人骨の鑑定報告書」を提出した。

(2) 本多勝一著『中国の日本軍』(創樹社、1972年)中、第五部 人体実験と生体解剖の「満州医大」169ページにより抜粋。

(3) 昭和15年3月29日より31日まで、陸軍軍医学校で開催された陸軍軍陣医薬学研究会において、陸軍軍医少佐出月三郎、陸軍軍医大尉吉岡日吉が発表した抄録。

②輸血

輸血も戦場における最も重要な医療行為の一つである。そのために、1941年頃内モンゴルにおいて日本陸軍により①血液型不適合、②死体血輸血、③異種（他の動物からの）輸血などの研究が行われたことが記録されている（『駐蒙軍冬季衛生研究成績』1941年）。これも中国人「死刑囚」8人を使⁽⁴⁾っての人体実験であった。

七三一部隊ではさらに、血液（漿）を凍結乾燥させて人体に使用することも試みられ（戦地へ乾燥させた血液を輸送した場合利用可能かを確かめるため）、その結果血漿の分画化（アルブミン、グロブリン、フィブリノーゲンなどへの分離）も試みられた。現代の血液学に道を拓くものであり、そのために多くの「マルタ」が利用されたことは、歴史上の事実になっている（部隊における研究がそのまま戦後日本ブラッドバンクを経て、ミドリ十字へ受け継がれ、薬害エイズを引き起こした）。

③順応——寒冷地・高地

当時関東軍はシベリア出兵を念頭に戦争の準備を進めていた。その際最大の敵は寒冷であった。また、海拔3000mを越す中国奥地への侵略のためには高度順応も必要であった。

七三一部隊内に組織された吉村班は、凍傷研究を請け負った。実験室として使われた冷凍実験室が現在も現地に残っている。生後3日から6ヵ月の現地の乳児を使って凍傷実験を行った班長の吉村寿人は、戦後その結果を「厳寒に対する皮膚血管反応についての研究」（日本生理学会英文誌、1950～52年）という論文にまと⁽⁵⁾め、その業績によって京都府立医科大学学長、日本学術会議名誉会員、南極特別委員会委員へと昇りつめた。

低圧実験（究極的には真空状態）による高地における人体の反応も試みられるなど、吉村班における生理学的調査は、七三一部隊において最も残虐な実験の1つであった。

(2) 感染予防・治療

①ワクチン・予防接種

生物（細菌）兵器の研究・開発を第1の任務としていた七三一部隊において、部隊員たちは幾多の細菌やウィルス（当時はまだ実体が知られていなかった）を扱うことを余儀なくされた。また、中国各地の風土病や流行病に罹患する者も現れた。十五年戦争の後半には、戦場での戦死より、戦病死の方が多かったとさえ言われている。

そこで、七三一部隊やその総本部とも言うべき防疫研究室（新宿・戸山に1932年設立）に課せられた任務が、ワクチンや予防接種の開発であった。研究室主任教官であった内藤良一は、1943年、①

(4) 1995年8月15日付『朝日新聞』より。

(5) Studies on the reactivity of skin vessels to extreme cold と題され、Part1: A point test on the resistance against frost bite (1950年)、Part2: Factors governing the individual difference of the reactivity or the resistance against frost-bite (1951年)、Part3: Effects of diets on the reactivity on skin vessels to cold (1952年) と3回に分けて発表された。

ワクチンの大量生産、②輸血用濾水器、③乾燥血漿の大量製造により、“陸軍技術有効賞”を受けた。

ワクチン開発のために犠牲となったのが、七三一部隊に収容された人々であった。彼らは、様々な菌やウィルスの接種後、死に至るまで観察され続け解剖された。その実験結果は、予防法や治療法を考案することに貢献し、幾多の実験の繰り返し（幾多のアジア人民の死）の賜が内藤に対する“賞”であった。

②性病・結核

七三一部隊における二木（秀雄）班は関東軍に蔓延していた結核の研究を中心とし、また梅毒も研究していたと考えられる。特に梅毒については、収容された女性を使い、性病に罹患した異性との性交や梅毒スピロヘータの注射により故意に感染を生じさせた。その後、症状の経過を観察し、また妊娠・出産させて、子供への感染の有無を確かめた。

七三一部隊へは当時大正製薬より莫大な寄付金が投じられており、その見返りとして、サルバルサン606号という梅毒治療薬の製造権が同製薬に与えられた。同製薬は、戦後もサルバルサンを製造しつづけ、主要医薬品メーカーへと成長した。

(3) 兵器開発

①生物兵器——細菌・ウィルス

生物兵器として、ペスト菌・コレラ菌・チフス菌などの利用を研究するために、部隊内での感染実験、実験場における模擬細菌爆弾による感染、中国の各都市における細菌兵器の試験的利用が行われ、多くの中国民衆が殺害された。⁽⁶⁾

また、当時中国東北地方に流行していた孫呉熱（流行性出血熱）を生物兵器に利用できないかと考えた七三一部隊二代目部隊長北野政次らは、部隊での研究を行った。彼らは、1944年、研究結果を「流行性出血熱の病原体の決定」と題する論文として『日本病理学会誌』に発表した。⁽⁷⁾ 論文に、幾度となく出てくる実験用の「猿」という用語は、実は人間であることが最近明らかになっている。⁽⁸⁾

「細菌や原虫を培養することは出来ず」「スピロヘータ・トリパノゾーマは検出されなかった」（原文）同疾患の病原体は、その後電子顕微鏡の導入によりウィルスであることが判明した。兵器としての威力も確かめられ、戦後、GHQ（アメリカ軍）に技術提供され（その代償として、七三一部隊員全員が東京裁判で免責された）、1950年の朝鮮戦争で用いられた。

(6) 1939年8月のノモンハン作戦を皮切りに、1940年7月～12月寧波^{ニンポ}作戦、1941年11月常德作戦、1942年7月～8月の浙贛^{セツカン}作戦が強行された。

(7) 同誌34巻1・2号、3～5ページ。

(8) 常石敬一著『消えた細菌戦部隊』（ちくま文庫、1993年）中、「病原体の確保」156～157ページ参照。

ウィルス兵器（微生物兵器）の研究・開発は、戦後もアメリカの国防総省（ペンタゴン）に受け継がれた。ソ連との冷戦時代に突入し緊迫関係にあった1969年6月米国議会下院委員会公聴会において、同省の技術部に属するマッカーサー博士は以下のように証言した。⁽⁹⁾「これまでのすべての生物兵器は、自然に生じる代表的な感染症を利用したものであり、このために、世界中の科学者たちによってすでに知られている。これらの病原体は、攻撃あるいは防衛の目的での研究のために、専門の科学者たちが容易に利用できる。今後の5年から10年以内に、これまでに知られているいかなる病原性微生物ともいくつかの重要な側面で異なる新しい感染性微生物を製造することが恐らく可能になるだろう。このような微生物の最も重要な点は、われわれが感染症をほぼ制圧するのに頼っている体内の免疫系と医療には恐らく対処できないであろうということである。」

その10年後の1979年春、ニューヨークに初めてのエイズ患者が出現している。エイズウィルスは、新しい微生物兵器として生産された生物体であるとの仮説も成り立つ。現在、全世界で毎年4000万人の人々がエイズウィルスに感染し、毎年300万人余りが生命を絶たれていることを考える時、この生物兵器の持つ威力というものを私たちは否応なく見せつけられるのである。

2001年9月11日のニューヨーク・ワシントンにおける「同時多発テロ」以降、米国において炭疽菌の被害が続発している。生物兵器としての炭疽菌の研究・使用について、最も熱心であったのは七三一部隊であった。

既に60年近く前に、七三一部隊は細菌の（凍結）乾燥化に成功し、米国との戦闘において風船爆弾による生物兵器の使用を画策した。今日の国際社会は、七三一部隊の負の遺産をそのまま引きずっていると見えよう。

②化学兵器——毒ガス

十五年戦争の実体として一般にあまり知られていないのは、化学（毒ガス）兵器の使用の事実である。七三一部隊の姉妹部隊であった関東軍化学部（五一六部隊）において、数々の人体実験が行われ、研究・開発された。七三一部隊でも、ロシア人母子が毒ガス室へ入れられ吸入実験の末殺されたとの証言もなされている。

また、中国各地で利用された毒ガス兵器により、住民の多くが殺され、戦後各地に残された数百万発の遺棄弾により、現在も多くの中国人が被害に遭っている。

(9) ヤコブ・ゼーガル、リリー・ゼーガル著『悪魔の遺伝子操作——エイズは誰が何の目的でつくったのか』（徳間書店、1992年）中、資料2「米国国防省の生物化学兵器予算（1970年）——第91回米国議会下院歳出委員会小委員会での公聴会“人工合成の生物兵器”」236ページより抜粋。

2. 社会的側面

(1) 健康・出産の国家管理

①「健国・健民」——つくられる健康観

医学が戦争に貢献する場面は戦場のみではない。銃後たる国民の戦争への動員という点においても、おおいに利用される。しかも、国民の健康願望を奮い立たせ強い国家作りを啓蒙するために医学が巧妙に利用されている。「強い兵隊」をつくり、多くの人々を死地に追いやることにより、医学は科学的側面による実質的被害よりさらに過大な被害を、もたらしてしまうのである。

戦争の遂行には、体力のある健康な男子が必要とされる。1938年に誕生した厚生省は、最初の仕事として「国民体力法」を1940年に制定した。また、1942年「国民医療法」も制定され、国民の体力向上に医師が寄与することとされた。まず、10代後半の男子に体力検査が義務づけられ、医師会の指導で医師たちが協力していった。

こうして、戦争による栄養状態の低下からくる身長や体重の減少、結核の蔓延といった負の面をおぎなうべく、医学が役割を果たしたと同時に、より積極的な国民の健康管理に向けて医学が動員されたと言えるだろう。⁽¹⁰⁾

「健国・健民」のスローガンは同時に、病者や弱者・障害者を隔離したり、非国民として弾圧するためにも使われた。結局、「健国・健民」の名の下に、体力のある者は戦争に動員され、ないものは非人道的にあつかわれることになったのである。

②母子管理・人口コントロール（産児調節）

1940年代初頭の青年男子を対象とした体力検査に続き、1943年には女子体力検査も実施された。女子の管理は、結婚（晩婚を避ける）・出産（多産）・子供（赤ちゃん）の健康管理にも結びついた。

特に出産に関しては、人口政策（昭和35年－1960年－を目標に一億人達成）の一環として、「産めよ殖やせよ」が奨励された。多産とともに子供の優良化が計られ、健康優良児の育成が計られ、10人以上の子供を育てた家庭には表彰状が送られた（1940年）。

男子は兵隊として戦地に赴き、女子は結婚して多産に励め、と戦争のための富国強兵政策に果たした医学の役割は多大なものであった。戦時下における医学は、戦争のために奉仕する人々をつくると共に、戦争を遂行するための雰囲気をつくることにも役立った。教育や宗教と同様、医学もまた国民洗脳の推進役として大きな役割を果たしたと言えよう。

(2) 公衆衛生への国民動員

①戦時体制づくり

医学の科学的側面を最大限利用し戦争へ加担していった軍事（陣）医学に対し、国（民）を戦争

(10) 蒔（あざみ）昭三著「十五年戦争と日本の医療」（『15年戦争と日本の医学医療研究会誌』第1巻第1号，2000年11月）を参照。

へと導いていった医学の社会的側面は戦時医学として存在した。軍事（陣）医学と戦時医学は互いに補完し合いながら先鋭化していった。

1920年頃のドイツにおいては、民族学と優生学が台頭し、ナチズムの戦争政策の下地をつくった。1927年には、ベルリンに人類学・遺伝学・優生学・実験遺伝病理学の4部門を持つ研究所ができ、その研究成果を政策に転換することが意図された。

1930年代、ナチスの医学は外への侵略・他民族抑圧のために国民を動員し、内においては障害者や傷病者の抹殺、他民族（ユダヤ人、ロマなど）の強制収容所送りを促すことになった。

一方日本においても、1930年11月、優生学的研究や優生運動の推進のために日本民族衛生学会が創立された。各大学の医学部教授はおろか当時の政治家まで名を連ねた同学会は、「(日本) 民族としての人間資質の改善」を高らかに謳いあげた。

1935年、同学会理事長の永井潜（東京帝国大学生理学教授）は、「日本もドイツのように断種法を制定する必要がある」と唱えた。民族浄化、遺伝病の防止をはかり、国民の体力強化を意図した同学会の主張を受け、1937年文部省は「国体の本義のための国民の自覚と努力」を促した。一連の動きと連動し、国は着々と戦時体制を整え、1938年4月国家総動員法が公布され、臨戦体制が確立された。⁽¹¹⁾

②予防法・断種法（国民優性法）の成立

外への侵略・排外主義国家づくりは、内での全体主義・差別主義国家づくりに他ならなかった。そのための一環として、予防法の成立があった。

1901年 感染症予防法

1907年 ライ予防法

1919年 結核予防法

1927年 花柳病予防法

いずれも国民の生活に最も身近な感染性疾患であったにもかかわらず、一般の人々の目のふれない所に罹患者を隔離することで、一般国民に対し感染の恐さを流布し、差別を助長させていった。特に、ライ予防法は、1996年に廃止されるまで、戦後も依然として存在し続けた。

それと一体のものとして1940年に国民優生法（断種法）が成立した。同法の成立は、国民の総動員体制の完成された姿とも言えるものであった。「国民素質の向上と人口増加を目指す」同法は、後述するように思想的にも国民の中に浸透していった。健全なる男女の育成と共に、「悪質なる遺伝性疾患」の撲滅が徹底され、優生手術（断種）が行われた。ライと診断された患者に対しては、断種も義務づけられた。

(11) 尾崎彰宣著「国民優生法史——人口戦を支えた厚生運動」（『15年戦争と日本の医学医療研究会誌』第1巻第2号、2001年5月）を参照。

1945年8月敗戦を迎えるまで、国民優生法の下での国策は継続された。1947年、新憲法の制定により戦時立法が廃止されるにともない、優生保護法と改名され、現在母体保護法として受け継がれている。

3. 思想的側面

(1) 優生思想——「価値ある生」・「価値なき生」の対置

① 異民族——排外主義・選民思想

国民優生法の根底にある優生思想は、それ自身が戦時体制のための社会体制づくりの役割を果たしたと同時に、国民の思想的根幹をなすものともなった。同思想にもとづく自民族に対する優越意識（選民思想）は、異民族に対しては排外主義を生んだ。

七三一部隊において、中国・蒙古・朝鮮の人々が「マルタ（丸太または材料を表す matter）」として扱われ、数々の人体実験に処せられ命を落としたのは、自民族のために他民族は犠牲になってもかまわないという考え方が、日本人の根底にあったからに他ならない。七三一部隊は、王道楽土実現、大東亜共栄圏建設の要であり、そこにおける研究の完成は絶対に貫徹しなければならない使命である。そのために、アジアの人々—しかも皇軍に敵対したとして死刑に処せられる運命にある兵士が、実験台となって研究達成に寄与するのは、彼らにとっても本望である、という得手勝手な論理が仕立て上げられた。

七三一部隊における所業の実態は、当時必ずしも医学界や国民一般に知らされてはいなかったであろう。しかし、それを容認し促進する素地は、日本の医学界、国民の中に存在していたのであり、優生思想を根底として「価値ある生」—「価値なき生」を対置する考え方によってもたらされたものと言える。

七三一部隊は、生物兵器や化学兵器の研究や開発のみならず、その威力を、中国各地で実験的に用いたりまた本格的な実戦に使用することにより確かめた。当時既に軍部には、中国における戦闘の中で開発された武器を、来るべきアメリカやソ連との戦争で用いる計画もあったのであり、中国民衆はそのための捨て石とみなされたのである。1944年から45年において、アメリカ本土攻撃に用いられた風船爆弾は、その一例である。⁽¹²⁾

② 障害者——差別主義

外への排外主義は、内においては差別主義として国民の中に浸透していった。「健国・健民」に相對する存在としての障害者は、「あってはならない存在」として隔離収容され、1940年の国民優生法（断種法）により断種手術を受けた。

「精神病者」に対してはこれより早く、1917年に全国実態調査が行われ、1919年精神病院法の下

(12) 吉野興一著『風船爆弾——純国産兵器「ふ号」の記録』（朝日新聞社、2000年）を参照。

に強制入院が始まった。

国内における障害者や病弱者に対する政策においては、「国家の利益のため」「社会の利益のため」に一部の人が犠牲となるのは仕方のないことだ、という論理が貫かれた。しかし、それは国内に止まらず、国外においても七三一部隊の医学実験を行う上で貫徹された。「社会の利益 the good of society」という論理は、ナチス・ドイツにおける人体実験や差別・抹殺政策でも奨励され、現代の医学の中にも生き続けている⁽¹³⁾。

従って、ナチス・ドイツの強制収容所における蛮行と比較し、日本の場合国内における悲劇は一定の段階で止まったかに見えたが、その差別構造の論理はそのまま国外において貫かれ、多くの他民族を犠牲にすることにつながったのである。

(2) 死生観の変更

①安楽死（尊厳死）

障害者・高齢者・難病患者について必ず持ち出されるのが安楽死（尊厳死）の思想である。しかもそこでは「死の自己決定権」が唱えられ、強制的ではない「自らの意思にもとづく死」として、国民に浸透していく。ナチス・ドイツにおいてもガス室での強制死をもたらす以前は、「死の自己決定」によって人々に自然死という名の強制死がもたらされた。

ナチスは、断種・中絶・婚姻統制により、「低価値者」が社会的に蔓延するのを防ごうとして、政権奪取半年後の1933年に「遺伝病子孫予防法」を、その後1935年に「同法改正法」をつくった。遂には1939年「安楽死法案」が議会上程されたが、法としては制定されることはなかった。しかし、「安楽死法案」がその後のナチスによる政策の土台になったことは確かであり、数100万人に及ぶユダヤ人虐殺の突破口となったのである⁽¹⁴⁾。

②脳死

脳死の概念は、1967年の南アフリカにおける心臓移植に端を発する。従って、少なくとも戦時中は、脳死について語られることはなかった。

しかし現在、脳死・臓器移植は、医療の分野において大きな位置を占め、人々に対し「人の死とは従来の三徴候死ではなく、脳死なのだ」との啓蒙が盛んに行われている。「全脳の不可逆的な機能停止」とされる脳死は、それに止まらず、「脳が十分に活動していない状態」として、重度の脳機能障害者やIQが低いとされる人をも巻き込んでしまう危険性を孕んでいる。

しかも脳死の概念は、前述の安楽死同様、「自己決定権」という伝家の宝刀をふりかざして現れる。強制的ではなく自ら選ぶ死のあり方の中に全てを集約し、「他人に迷惑をかけるようになった

(13) 市野川容考講演集『現代医療とナチズム』（第19回現代医療を考える会会報、2000年）を参照。

(14) 小松美彦『「死の自己決定権」を考える』（山口研一郎編著『操られる生と死—生命の誕生から終焉まで』小学館、1998年）を参照。

ら」「人のために自分の臓器が役立つのなら」、死を選択することをいとわない。医師がその人の死を促しても、何ら罪を問われない構造ができていたのである。

まさに脳死の問題は、現代における「Mass Killing」の思想を内包していると言えるであろう。

(3) 身体観の変更——「人を物と見る思想」

①人体実験・生体解剖——「目的のためには手段を選ばず」

七三一部隊において行われた人体実験（細菌感染・冷凍・毒ガスなど）や生体解剖の原動力となったのは、収容された人々はマルタ（丸太）という物であり、医学への貢献のためには、いかなる手段も許されるというものであった。

「人を物とみる」「目的のためには手段を選ばない」論理によって、七三一部隊に強制収容された3000余名の人々は殺害された。また、その研究「成果」により開発された細菌・毒ガス兵器によって、数万～数十万に及ぶ中国人民が虐殺された。

かけがえのない、何ものにも換えがたい一人ひとりの命を大切にするのではなく、人の身体を単なる臓器の集合体としてとらえ、人間集団をマスとしてしか見ない所には、常に命の軽視が共存していた。命の軽視は無差別な殺人に発展し、多くの人々が命を落とすことになった。

戦時に悲劇をもたらすことにつながった身体観を、戦後の医学界は、心底反省し克服することができなかった。あい変わらず「か弱い」人々を用いた人体実験は続けられた。

乳幼児に対する百日咳ワクチンの研究（1946年）、囚人に対する発疹チフスの研究（1947年）、精神障害者に対するロボトミー—脳葉切断術（1948年）、精神病院におけるツツガ虫の研究（1952年）⁽¹⁵⁾など数え上げたらきりがなほど戦後も続けられた。

また、医療機関における医療被害や薬害の根底にも、常に患者を「ケース」としてしか見ない構造が存在した。その典型が薬害エイズ事件であり、同事件の底には七三一部隊の亡霊が暗躍したのである。

②（脳死）臓器移植から臓器・組織の実験利用・実用化・商品化へ

1997年6月の臓器移植法成立をきっかけに、国内でも1999年2月より脳死・臓器移植が散発的に施行され、既に十八例に達している。しかし、今や臓器・組織の利用は、移植に止まらず、医学実験のための利用、医療材料への製品化、より高価な商品の製造へと発展しつつある。

人の体が利用可能なもの、利用価値のあるもの、莫大な利益を生む有効な資源と見なされる時代が到来したと言える。このような思想に私たちが取り込まれてしまえば、一たび私たちが戦乱に巻き込まれ時、私たちはかつての戦時以上の悲劇を生み出すことになりかねない。医学はかつての誤ちをまたもくり返そうとしているのだ。

(15) 高杉晋吾著『にっぽんのアウシュヴィッツを追って』（教育史料出版会、1984年）を参照。

C. 七三一部隊跡を世界遺産に

——医学による Mass Killing の証を人類の脳裏に永遠に刻みつけるために

1989年7月、新宿戸山の国立予防衛生研究所（現在の国立感染症研究所）の建設現場（防疫研究室のあった陸軍軍医学校の跡地）から、100体に及ぶ中国人やモンゴル人のものと思われる人骨が発見された。それをきっかけに、93年から95年まで全国125ヶ所で“七三一部隊展”が開催された。同展示会の主な目的は、一般市民に七三一部隊の存在を知ってもらうと同時に、ハルビン近郊平房（ピンファン）に残る七三一部隊跡を永遠に保存しようというものであった。

その願いがかない、中国政府も遺跡保存に本腰を入れ、2000年4月から保存のための工事が始まった。敗戦時、同部隊を撤退するにあたり、証拠隠滅のため多くの建物が爆破され、収容された人は一人残らず殺害され、地中に埋められた。中国東北地方は、冬はマイナス数十度に至る厳寒の地である。厳しい気候風土の中で数10年間にわたって存在し続けてきた一部の建物は、傷みがひどく、このままでは21世紀の前半には朽ち果ててしまう可能性が高い。

建物の崩壊は、七三一部隊を幻にってしまう危険性が十分にある。アウシュビッツ強制収容所跡が世界遺産として永遠に保存されているように、七三一部隊跡も残されなければならない。

5億円余りの莫大な資金を使って行われる工事は、2006年には完成予定である。医学による Mass Killing の偽らざる証たる同部隊跡を残し、全世界の人々に開放し、七三一部隊に関する厳密な研究が行われ、定期的な国際シンポジウムが開催されることは、極めて有意義なことと言える。

おわりに —— 歴史的犯罪の克服のために

医学は科学の中の一分野に過ぎない。学問としてはかなり限定された範囲を占め、研究する医学者、携わる医師も、国民の中のほんの一部である。しかし、医学が有する科学的側面・社会的側面・思想的側面は、人々に大きな影響力を与えずにはおかない。人々の病気や健康に直結し、最も身近な存在であるため、その反響も大きい。

Mass Killing における医学の責任を見据える時、私たちにとって何より必要なことは、同様な誤ちを決してくり返さない確証を得ることである。確固とした保証を堅持するためには、最低以下の事柄が不可欠である。

- ①歴史的事実を正しく認識する
- ②現代医療の動向を厳しく検証する
- ③新しい生命観を確立する

七三一部隊の事実はいまだ歴史の闇に葬り去られ、現代の日本人はおろか医師・医学者でさえも、正しく認識しているとは言い難い。ドイツにおいて1980年代に行われた「ナチス・ドイツの医学に対する克服の作業」⁽¹⁶⁾は、日本においていまだ行われていない。

現代医療の検証は、私共が主催する“現代医療を考える会”の最大のテーマである。しかしながら、今や、臓器移植や遺伝子の診断・操作、生殖医療など医療の「発展」の波に抗しきれない状況を迎えている。医学の動向が一国の経済を揺るがすほどに影響力が肥大化した現在、生命倫理なき医学の暴走をいかにくい止めるのかが当面の課題になりつつある。

そして私たちは、戦時における医学と現代の医学の共通点を見極めつつ、それに換わり得る医学(療)の確立に向けた作業が必要な時期を迎えている。医学の根底に存在する生命観を新たに確立することなしには、真の意味で歴史的犯罪を克服することにはなり得ないことを確認したいと思う。

(現代医療を考える会代表)

(16) クリスチャン・プロス／ゲッツ・アリ編，林功三訳『人間の価値——1918年から1945年までのドイツの医学』(風行社，1993年)を参照。